

土岐川・庄内川流域の減災に係る 取組方針

令和8年6月19日

土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通省から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』が答申された。

平成 28 年 8 月、台風第 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、国土交通省は緊急的に実施すべき事項について「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(以下、「緊急行動計画」以下、いう)」をとりまとめた。

さらに、中国・四国地方に甚大な被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨をはじめとする大規模水害の発生を受け、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきとされ、緊急行動計画の改定が行われることとなった。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

令和 6 年には、1 月の能登半島地震による被災地において、同年 9 月に記録的な大雨による甚大な被害が発生した。先発の自然災害の影響が残っている状態で次の自然災害が発生し、単発の災害に比べて被害が拡大する「複合災害」に対し、国土交通省では被害を効率的・効果的に防止・軽減させるための手法等に関する検討会を設置し、「能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策のあり方について」提言が示された。

土岐川・庄内川においては、平成 27 年 12 月の答申を踏まえ、「人命被害ゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目標として、各市町の現状や課題に応じた取組を進めてきたところであるが、頻発する

激甚な水災害を受け、より一層の防災・減災対策の推進が必要とされている。

土岐川・庄内川は次に示すように、各市町の区間によって地域特性や浸水被害の形態が異なっており、それぞれの特性に応じた取組の実施が必要である。

また、複数市町で連携が必要な取組や流域全体で実施する必要がある取組については、既存の流域単位の枠組である『土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議(本会議は水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会である。以下、「協議会」という)』を活用して検討・実施することとした。

このような推進体制のもと、庄内川では「人命被害ゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目標として、平成28年度から平成32年度(令和2年度)までの取組み進捗を踏まえ、令和3年度から7年度までは主な取組として以下を進めてきた。

■ハード対策として、河道掘削や堤防整備などの「治水安全度を向上させるための対策」を重点的に実施する。

■ソフト対策として、人命被害ゼロに向け迅速かつ的確な避難行動を促すための取組として、タイムライン(事前防災行動計画)の作成・実践、防災教育や防災訓練の実施、プッシュ型の洪水予報等の情報発信、広域避難の検討等を実施するとともに、万が一氾濫が発生した場合でも、一刻も早い社会経済活動の回復を可能とするため、滞留した氾濫流の排水計画案、被災者の早期生活再建を支援するためのライフラインの早期復旧などについて検討を実施する。

上記取組の進捗を踏まえ、令和8年度から12年度までも主な取組については以下のとおりとした。

■ハード対策としては、引き続き河道掘削や堤防整備などの「治水安全度を向上させるための対策」を重点的に実施する。

■ソフト対策としては、人命被害ゼロに向け迅速かつ的確な避難行動を促すための取組を引き続き継続するとともに、避難行動に対する意識を広く浸透させる取組を実施する。また、万が一氾濫が発生した場合でも、一刻も早い社会経済活動の回復を可能とするため、水防活動や応急復旧活動に関する取組を継続するとともに、二次災害・複合災害の防止を可能とするための取組を実施する。

本資料は、上述の目標、推進体制、取組等を「土岐川・庄内川流域の減災に係る取組方針」としてとりまとめ、水防法第15条の9に規定される大規模氾濫減災協議会である本会の構成員により合意したものである。本資料は、協議会規約第4条の2に定める、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項を示している。協議会構成員は、本資料に掲げる取組を尊重し、連携のもとに推進していくものである。

協議会は、以下を構成員とする。なお、市町の推進体制については、各市町で重点を置く取組に応じて検討会や勉強会等を組織し、首長も参加して、取組を検討・実施し、国・県・市町の連携強化を図るとともに、民間企業も含む、流域の多様な主体との連携強化を図る。

また、今後、各市町での検討が進む中で、広域避難など複数市町での対応が必要な課題が出た場合や流域全体で取り組むべき課題については、既存の流域単位の枠組である協議会を活用して取組を検討・実施することとする。また、協議会は流域に関係する多様な主体の参画を得て被害軽減対策の取組を推進するものとする。

土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議の構成員

岐阜県

愛知県

多治見市

瑞浪市

恵那市

土岐市

名古屋市

瀬戸市

春日井市

小牧市

稲沢市

清須市

北名古屋市

あま市

豊山町

大治町

蟹江町

海部地区水防事務組合

中部地方整備局 庄内川河川事務所

気象庁 岐阜地方気象台、名古屋地方気象台

陸上自衛隊第10師団

中部管区警察局、岐阜県警察本部、愛知県警察本部

中部運輸局

名古屋鉄道株式会社

近畿日本鉄道株式会社

名古屋市交通局

愛知環状鉄道株式会社

名古屋ガイドウェイバス株式会社

名古屋臨海高速鉄道株式会社

名古屋高速道路公社

中日本高速道路株式会社 名古屋保全・サービスセンター

中部電力株式会社

2. 庄内川の概要と主な課題

■近年の洪水の状況

庄内川流域では、平成 12 年 9 月の東海豪雨により、新川の堤防が破堤して外水氾濫が発生、名古屋市や西枇杷島町(現清須市)で甚大な浸水被害が発生したほか、名古屋市とその周辺の広範囲で内水により、水害区域面積 10,487ha、被災家屋 34,049 棟、電気や水道などのライフラインの被害や地下空間への浸水など典型的な都市型水害が生じた。

平成 23 年 9 月の台風 15 号による豪雨では、中流部左岸の名古屋市守山区で越水による浸水被害が発生したほか、右岸の春日井市では、内水や支川八田川、地藏川からの越水により、床上浸水 99 戸、床下浸水 30 戸の浸水被害が発生した。また、多治見市では土岐川沿いの市街部を中心に内水が発生、床上浸水 132 戸、床下浸水 54 戸の甚大な被害が生じた。

その後、土岐川・庄内川流域では大規模な洪水は発生していないが、日本全国では毎年のように大規模かつ広域的な水災害が発生している。平成 28 年台風第 10 号では、中小河川が氾濫し、高齢者利用施設において人的被害が発生した。平成 29 年 7 月には九州北部豪雨では洪水と土砂災害が複合的に発生し、平成 30 年 7 月豪雨では広島県、岡山県、愛媛県等で死者 237 人、行方不明者 8 人(H31.1.9 現在)もの人的被害が発生した。令和元年房総半島台風では長期間の停電やそれに伴う断水による生活障害が発生し、令和元年東日本台風では、洪水と土砂災害により死者 97 人行方不明 7 人(R2.4.10 現在)の人的被害が発生した。令和 6 年 9 月の低気圧と前線による大雨では、1 月に発生した能登半島地震の被災地を含む地域に線状降水帯が発生し、地震により山地部に流出した土砂や流木が洪水により更に河川の下流まで流下、橋梁等に補足され、氾濫が発生・拡大するなど、多くの中小河川の沿川で氾濫による被害が発生した。

■近年の河川改修の状況

平成 12 年の東海豪雨を受け、国と愛知県では、庄内川下流域及び新川において、再び同様の洪水があった場合でも被害を最小限にすることを目的とした「河川激甚災害対策特別緊急事業(激特事業)」に平成 12 年度から着手し、河道掘削、築堤・堤防強化、小田井遊水地や新川洗堰の改築等を実施、平成 17 年度に完成した。この結果、庄内川及び新川の治水安全度は大きく向上したが、限られた期間での対策であったことから、東海豪雨と同規模の洪水に対しては、計画高水位を上回る区間が残る状況となっている。

このため、平成 20 年 3 月に策定した庄内川水系河川整備計画では、令和 19 年度までに庄内川(愛知県区間)については東海豪雨、土岐川(岐阜県区間)については平成元年台風 22 号と同規模の洪水が発生しても、破堤等による甚大な被害を防止すること等を目標として、河道掘削や堤防整備等を実施していくこととし、現在は河川整備計画に基づき、治水対策を実施しているところである。平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間では、堤防整備、河道掘削、橋梁改築、危機管理型ハード対策等の整備を段階的に実施した。

■地域の特徴と課題

各市町の区間によって地域特性や浸水被害の形態が異なっていることから、区間を分けて、地域の特徴や課題を次に示す。

<下流部左岸(名古屋市港区、中川区、中村区、西区の区域)>

○下流部の大部分は海拔ゼロメートル地帯となっており、一度洪水や高潮等による氾濫が発生すると氾濫流が拡散、浸水が非常に広範囲に及ぶ。先発災害発生時には、ゼロメートル地帯を中心に、地盤沈下・堤防沈下・脆弱化等による安全度低下も懸念される。また、中部圏の中核機能を抱える名古屋市市街部となっているため、浸水被害により、名古屋市のみならず中部圏の社会経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある。このため、できる限り氾濫を防止することが不可欠であり、万が一、氾濫が発生した場合も社会経済への影響を最小限に抑えるため、速やかに氾濫流の排除を行う必要があるとともに、先発の自然災害による被災エリア全体の速やかなリスクの把握、安全度評価手法と運用の確立が必要である。

○氾濫流は名古屋駅周辺にも及ぶと想定されるが、地下街等の地下空間が多く、氾濫流の流入により人命被害が生じるおそれが高いことから、氾濫流が到達する前に避難を完了させておく必要がある。

<下流部右岸(名古屋市西区、稲沢市、清須市、あま市、大治町、蟹江町の区域)>

○新川、五条川などの支川が流下しており、庄内川からの氾濫に先立って内水や支川氾濫による浸水が発生していることが想定されるため、それらを踏まえた水防活動や避難行動を想定しておく必要がある。

○清須市や名古屋市西区の庄内川、新川、五条川に囲まれた区域、蟹江町では、洪水や高潮等による氾濫流が滞留して浸水深が深くなり、人命被害も含め甚大な被害が生じるおそれがあることから、早期の避難行動が特に重要である。

○稲沢市では、支川五条川、支川青木川等からの洪水や内水氾濫が想定されており、これらに備えた水防活動や避難行動を想定しておく必要がある。

<中流部(名古屋市北区、守山区、春日井市、瀬戸市、小牧市、北名古屋市、豊山町の区域)>

○左岸側は低平地で名古屋市の市街部が広がっているため、庄内川や支川矢田川の氾濫によって甚大な浸水被害が発生するおそれがあることから、できる限り氾濫を防止することが重要であるとともに、万が一、氾濫が発生した場合も社会経済への影響を最小限に抑えるため、速やかに氾濫流の排除を行う必要がある。

○庄内川及び矢田川に囲まれた地域では氾濫流が滞留して浸水深が深くなり、人命被害も含め甚大な被害が生じるおそれがあることから、早期の避難行動が特に重要である。

○右岸側の春日井市の区域では、平成23年9月の台風15号による豪雨で内水や支川地蔵川、八田川からの越水により浸水被害が発生していることから、庄内川からの氾濫に先立って、内水や支川氾濫による浸水を踏まえた水防活動や避難行動を想定しておく必要がある。

○右岸側の小牧市、北名古屋市、豊山町では支川新川、支川五条川、支川大山川からの氾濫や内水氾濫が想定されており、これらに備えた水防活動や避難行動を想定しておく必要がある。

＜上流部(多治見市、瑞浪市、恵那市、土岐市の区域)＞

○土岐川本川の水位は急激に上昇しやすいことから、このような場合にも的確に対応できる水防活動や避難行動を想定しておく必要がある。

○平成23年9月の台風15号による豪雨により多治見市では、土岐川の水位上昇に伴い川沿いの市街部を中心に内水が発生し、甚大な被害となったことから、内水による浸水を踏まえつつ、土岐川の氾濫に備えた水防活動や避難行動を想定しておく必要がある。

○盆地地形であり、一部の区域では氾濫流が滞留して浸水深が深くなり人命被害が生じるおそれがあることから、そのような区域では早期の避難行動が特に重要である。

○豪雨に伴い土砂災害が発生するおそれのある区域では、防災気象情報に注意し、雨が降り出したら自主的に、可能な限り早めの避難行動を取ることが重要である。

3. 現在の取組状況

上記の庄内川の特徴や課題に対応する減災のための洪水氾濫の防止(ハード対策)、ソフト対策の現在の取組状況と課題は以下の通りである。表中の記号(A、B～R)は、5. に記載した表中の「課題の対応」欄の記号と対応している。

1) 洪水氾濫の防止(ハード対策)に関する取組

項目	現状○ と 課題●
洪水を河川内で安全に流すためのハード対策	○東海豪雨を契機とした激特事業により治水安全度は大幅に向上。 ○平成 23 年台風第 15 号を契機とした多治見市浸水対策実行計画に基づく河川整備により、土岐川(多治見市周辺)の治水安全度が向上 ○河川整備計画に基づき、取組方針や緊急行動計画に位置付けて推進してきた堤防整備、河道掘削等により下流部の治水安全度が段階的に向上 ○本川と支川の合流部の堤防整理、河道掘削や樹木伐採。水門や樋門の遠隔操作化、河川管理の高度化等により、洪水被害の軽減を推進 ○小里川ダムでは下流河川沿川における洪水被害の防止・軽減を図るため事前放流を運用開始。 ○樋門・樋管等の遠隔操作化、操作規則等の作成と関係職員に対する講習や説明会を実施。 ----- ●東海豪雨と同規模の洪水に対して、計画高水位を上回る区間が残っている。・・・A ●平成 20 年 3 月に策定した河川整備計画では、東海豪雨、平成元年台風 22 号と同規模の洪水が発生しても、破堤等による甚大な被害を防止すること等を目標として現在、河川整備を実施しているが、整備途上の段階。・・・A ●効率的な事業推進を図るための関係機関との更なる連携、まだまだ時間を要する狭窄部の対策が必要。・・・A ●樋門・樋管等の遠隔操作化の推進、操作・運用についての職員の継続教育が必要。・・・A

2)ソフト対策に関する事項

① 避難行動に関する取組

項目	現状○ と 課題●
平常時からの避難行動につながるリスク情報、避難場所や経路に関する情報の周知	○庄内川河川事務所では、計画規模の外力及び想定最大規模の外力に対する浸水想定区域図を公表。また、ダム下流部においても小里川(ダム下流)浸水想定図を公表。 ○愛知県では、想定最大規模の外力に対する高潮の浸水想定区域図を公表。 ○愛知県・岐阜県ともに令和3年5月の水防法改正に伴い、洪水予報河川・水位周知河川以外の全対象河川においても、洪水浸水想定区域図を公表。 ○市町では、水位周知下水道等において、雨水出水浸水想定区域図(内水浸水想定区域図)を公表。水位周知下水道以外においても内水ハザードマップや浸水実績図の整備を実施。 ○市町では、想定最大規模の洪水浸水想定区域図を踏まえ、避難場所や避難経路を示した洪水ハザードマップを作成、公表。 ○一部市町では、応急的な退避場所の確保を推進。 ○庄内川河川事務所、一部市町では、過去の水害の水位や標高などの災害リスクの現地表示を実施。 ○庄内川河川事務所、県、市町は地域防災力の向上のための人材育成や、共助の仕組みづくりに向けた各種取組を実施。 ○庄内川河川事務所を中心に、流域・防災に関する副読本やコンテンツを作成し、流域治水ポータルサイトにて情報公開。 ●住民に洪水ハザードマップ等の水害リスクの情報を認知していない人が一定数いる。また、ハザードマップを認知していても実際の避難行動(行動計画作成)に結びついていない。・・・B ●想定最大規模の洪水に対する地域住民意識の醸成が必要・・・B ●避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の確保の推進が必要。・・・B ●防災学習や防災訓練等への住民の参加意欲の醸成、共助の仕組みの担い手育成が必要・・・B ●防災教育や意識啓発を広域での周知・展開が必要・・・B ●効果的な啓発・広報について、マスメディア等との相互理解が必要・・・B

	○雨量や水位、カメラ画像等をホームページで公表。リアルタイムの情報を提供。 ○氾濫発生のおそれがある場合は、庄内川河川事務所長から各市町の首長等に情報伝達(ホットライン)を行うしくみを構築。 ○気象台では、危険度の高まりに応じて段階的に防災気象情報を発表、多言語で提供。 ○市町では緊急情報メール、登録制メールサービス等プッシュ型の情報発信を実施。 ○小里川ダムの情報に基づいた避難情報の発令、ダム放流情報の連絡体制を構築。 ○洪水予測を降雨流出氾濫モデル(RRI モデル)に更新し、県管理河川の予測も開始(R8 年度開始予定) ●洪水予報等の情報について住民の認知度の一層の向上が必要。・・・C ●洪水予報の情報の意味や避難行動への活用方法の、住民理解の向上が必要。・・・C ●市町村による防災対応時の判断等における防災気象情報・洪水予測情報の利活用の推進が必要。・・・C ●登録制メールサービス登録者の拡大とスマートフォンを持っていない住民への防災情報提供手段の確保が必要・・・C ●ダム下流沿川の住民への避難指示発令時の行動の周知が必要・・・C
避難指示の発令等の避難行動を促す取組	○市町では、地域防災計画において避難指示等の具体的な発令基準や対象地域を明記している。 ○気象台、市町では5段階の警戒レベルによる災害情報を発信。 ○小里川ダムが異常洪水時防災操作を行う際は瑞浪市に通知を行うこととしている。また、ダム下流地域にてマイタイムライン(災害・避難カード)作成訓練を実施している。 ○市町は要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を支援している。 ●過去の事例では、避難指示が実際の住民の避難行動に結びつかなかった。・・・D ●警戒レベル、警戒レベル相当情報への住民理解の醸成・促進が必要。・・・D

	●避難確保計画が未策定の要配慮者利用施設における計画作成の促進と要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況の把握が必要。・・・E
タイムライン(事前防災行動計画)の作成・実践	○市町独自のタイムラインの作成の取組は進捗。 ○一部市町では、前線豪雨や土砂災害等洪水以外のタイムラインを作成済み。 ○一部市町では、多機関連携タイムラインを策定・試行中。 ----- ●各機関独自のタイムラインが未作成、あるいは、実践が十分でない市町がある。・・・F ●既存のタイムラインを踏まえた訓練や検証が十分ではない。・・・G ●作成済みの市町のタイムラインにおいて、内水や支川氾濫が先行して発生する場合を想定できていない。また、土砂災害、前線豪雨も想定したタイムラインの内容の検討が必要。・・・H ●地下街等地下空間への浸水を想定したタイムラインの活用を推進することや多機関連携タイムライン未策定の市町がある。・・・H
大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実現するための取組	○国・自治体等関係機関で構成される「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」において、大規模台風による高潮・洪水に対する広域避難等に係る検討を重ねている。 ○広域避難の協定を締結している市町があり、訓練等により運用検証・実効性を高める検討に着手。名古屋市を中心とした愛知県下市町村でも広域避難の検討に着手。 ○自主的な避難(指定避難所以外への避難)を推奨・周知している市町もある。
大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実現するための取組	●避難先、避難誘導の方法、避難の手段、避難に必要な協定・設備等の多岐にわたる調整が必要である。・・・I ●地域防災計画等への反映等、実行性の確保が課題となっている。・・・I ●広域避難・自主的危機回避行動の必要性について、十分な周知がなされていない。・・・I

② 水防活動や応急復旧活動に関する取組

項目	現状○ と 課題●
平常時からの自治体や消防団等関係者による重	○庄内川河川事務所では、市町等の水防関係者と合同で出水期前に重要水防箇所の巡視を実施。 ○重要水防箇所や各箇所で適用が想定される水防工法をリストアップする

要水防箇所等の把握、水防訓練の実施	とともに協議会や重要水防箇所の巡視等の場を活用して、関係者と情報共有済み。 ○市町では出水期前に水防訓練を実施。 ○一部市町では、内水や支川氾濫による浸水も想定した水防活動の検討を実施。 ●重要水防箇所の巡視への消防団の参加が少ない。・・・J ●内水や支川氾濫が先行した場合を想定した、庄内川直轄区間における水防活動や応急復旧活動での庄内川へのアクセスや水防活動の実施場所、人員体制等の検討が不十分。・・・K
洪水時の河川水位等の情報の周知、水防活動や応急復旧活動の実施体制の整備	○中部地整が保有する土嚢袋やロープ、木杭、ブルーシート等の資材を水防センターや水防倉庫に保管し、資材の数量等を出水期前に、庄内川水防連絡会で確認を行っている。 ○市町では、防災拠点に水防倉庫や資機材を整備、出水期前の資材の点検を実施。 ○多くの市町では消防団(兼任水防団)の人員不足、高齢化が進み、経験の少ない団員が多い。 ○下流部では堤防天端の一般車の道路利用が多いが、出水時に水防活動や河川巡視、応急復旧活動に支障を来すおそれがある。 ○水防資機材については、リストによる数量の確認にとどまっており、重要水防箇所に対応する最寄りの資材保管場所、アクセス道路、必要数量に対する過不足の確認まで至っていない。 ○一部市町では、市町村庁舎や災害拠点病院等防災関係機関相互の情報伝達機能を強化。 ○一部市町では、庁舎の非常用電源確保等の災害対策本部機能確保対策を実施。 ○一部市町では、想定最大規模の洪水時に庁舎や排水機場等の浸水が想定。 ●消防団(兼任水防団)の人員確保と団員の技術向上のための訓練が必要。・・・L ●現場で巡視や水防活動等を行っている消防団がリアルタイムで情報把握できる体制が不十分。・・・M

	●災害時の堤防道路等の通行規制区間の設定検討に向けて、通行規制の区間設定や実施方法・基準等の検討や関係各所との調整が必要・・・NM ●水防活動や応急復旧活動の拠点となる場所の確保が不十分。・・・ON
	●重要水防箇所に対応する最寄りの資材保管場所、アクセス道路、必要数量に対する過不足量等の情報共有が必要。・・・PO
	●想定最大規模の洪水時に浸水が想定される庁舎・災害拠点病院等防災拠点の耐水化、排水機場等の耐水化や非常用電源等の整備による機能維持が必要。・・・QP

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復、二次災害・複合災害の防止を可能とするための取組

早期排水・二次災害防止・先発災害によるリスク把握・迅速かつ効率的な応急対策の実効性確保に関する取組	○国土交通省では、想定最大規模の洪水に対する堤防決壊時の浸水想定シミュレーション(時系列での浸水範囲、浸水深を推定)を公表。 ○庄内川河川事務所、一部市町では、氾濫発生時でも稼働可能な雨水ポンプ場の確認を実施。 ○一部市町では、雨水ポンプ場の機能強化対策に着手。 ○庄内川河川事務所では、氾濫水の排水計画を策定。上流域の浸水被害軽減に向けた検討に着手。 ○庄内川河川事務所では、排水施設、排水資機材の運用方法の改善を実施。 ○(一社)庄内川災害対策協力会と臨時 Web カメラの導入を調整。 ○先発災害発生時には、ゼロメートル地帯を中心に、地盤沈下・堤防沈下・脆弱化等による安全度低下が懸念される。 ----- ●排水ポンプ車を用いた操作訓練や排水作業の実効性を検証するための訓練が必要。・・・Q ●地震後洪水・洪水後地震には、堤防の沈下や変状等をいち早く把握し、避難基準の見直しが必要。・・・Q
多様な主体による被害軽減対策に関する取組	○流域治水プロジェクトにおいても民間企業や多様な主体との連携を促進。 ○一部市町では、災害からの早期復興に向けてライフライン事業者との協定締結等の取組を実施。 -----

- | |
|---|
| ●流域治水プロジェクトのソフト対策との整合をとり、多様な主体の参画による被害軽減対策、早期復興対策への取組推進が必要。・・・R |
|---|

4. 減災のための目標

庄内川の特徴や課題、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害等、激甚化する近年の水災害の状況も踏まえ、令和 12 年度までに達成すべき減災のための目標は次のとおりとする。

【5年間で達成すべき目標】

■『人命被害ゼロ』

的確かつ迅速に住民が避難行動をとれるよう、ソフト対策の取組を重点的に実施。

■『社会経済被害の最小化』

洪水を河川内で安全に流すためのハード対策により、できる限り氾濫を防止するとともに、万が一氾濫が発生した場合も、社会経済活動への影響を最小化するための取組を重点的に実施。

5. 概ね5年で実施する取組

4. で示した目標を達成するために、概ね 5 年間で国、県、市町等の関係者が実施する取組は次のとおりとする。表中の「課題の対応」欄の記号は、3. に記載した表中の記号(A、B～R)と対応している。なお、今後の議論・検討により随時、取組を追加していく。

また、下流部、中流部、上流部の各市町の区間によって地域特性や浸水被害の形態が異なり、それらに応じた避難行動や水防活動等を実施していく必要がある。このため、庄内川では、各市町単位での減災のための取組に重点を置き、市町ごとに取組を推進する。

なお、本取組は庄内川水系流域治水プロジェクトと連携する。

1) ハード対策の主な取組

激特事業を含む、河川整備事業により治水安全度が大幅に向上したものの、愛知県区間については東海豪雨、岐阜県区間では平成元年台風22号と同規模の洪水に対しては、まだ十分に対応できていないことから、「治水安全度を向上させるためのハード対策」を引き続き実施する。

また、以降、庄内川河川事務所(略して庄内川)、名古屋及び岐阜地方気象台(略して気象台)とする。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■治水安全度を向上させるためのハード対策 ・堤防整備 ・橋梁改築 ・河道掘削 ・多数の家屋や重要施設等の保全対策 ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保 ・樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	A	令和 12 年度 引き続き実施 令和 12 年度 令和 12 年度 令和 12 年度 令和 12 年度	庄内川 名古屋市 庄内川 庄内川 庄内川 庄内川

2) ソフト対策の主な取組

住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換を図るための取組等を実施する。

① 人命被害ゼロに向けた住民の自主的な避難行動に対する意識を広く浸透させる取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■ 平常時からの避難行動につながるリスク情報、避難場所や経路に関する情報の周知、住民の防災意識向上のための取組 ○R3 水防法改正による高潮・内水の浸水想定区域におけるハザードマップ作成 ○ハザードマップの周知徹底 ○R3 水防法改正による内水の浸水想定区域の作成 ○わかりやすい教材等を用いた防災教育の実施 ○地域防災力の向上のための人材育成 ○住民一人一人の避難行動の認識の徹底(マイタイムラインの作成等) ○避難計画策定の支援ツールの充実(浸水ナビの整備) ○防災施設の機能に関する情報提供の充実 ○浸水実績等の周知 ○災害リスクをわかりやすく提供するための現地表示(まるごとまちごとハザードマップの推進)や現地の浸水イメージの提供	B	令和 12 年度 引き続き実施 令和 12 年度 毎年実施 毎年実施 毎年実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	市町 (庄内川、県) 市町 県、市町 庄内川、県、市町 (気象台) 庄内川、県、市町 市町 (県) 庄内川、 (県) 庄内川、県、市町 庄内川、県、対象 市町 対象市町 (庄内川)

○水害(河川・高潮・内水)に関する避難訓練への地域住民の参加促進 ○共助の仕組みの強化 ○応急的な退避場所の確保 ○応急的な退避場所の周知 ○マスメディア等広報関係との相互理解による効果的な周知・啓発・広報の展開		引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 令和8年度から	市町 (庄内川、県) 市町 (庄内川、県) 対象市町 (県) 対象市町 庄内川、 (県、市町)
■洪水時の河川の水位等に関する避難行動につながるリスク情報の周知 ○気象予報・洪水予測の精度向上、洪水予報文の改良 ○ワンコインセンサー等による早期浸水把握、河川水位・監視カメラ画像等のリアルタイム情報の高度化、プッシュ型の洪水予報・避難情報の情報発信、情報入手や活用方法の周知 ○県と共同で行う市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」等の実施 ○洪水予測や河川水位の状況に関する解説	C	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	庄内川、気象台 庄内川、気象台、 県、対象市町 気象台 庄内川、気象台
■避難指示等の発令が避難行動につながる取組 ○ハザードマップの周知徹底(再掲) ○わかりやすい教材等を用いた防災教育の実施(再掲)	D	引き続き実施 毎年実施	市町 庄内川、県、市町 (気象台)

○地域防災力の向上のための人材育成(再掲) ○住民一人一人の避難行動の認識の徹底(マイ・タイムラインの作成等)(再掲)		毎年実施	庄内川、県、市町
		毎年実施	市町 (県)
○警戒レベルに応じた災害情報・避難情報・新しい防災気象情報ととるべき行動の周知徹底		引き続き実施	気象台 (庄内川、県、市町)
○ダム放流情報を活用した避難体系の精査と改善(小里川ダム)		引き続き実施	庄内川、瑞浪市
○要配慮者利用施設における避難計画の作成・見直し促進及び避難の実効性の確保	E	引き続き実施	市町 (庄内川、県)
■タイムラインの作成・実践 ○庄内川・土岐川の氾濫を想定した避難に着目したタイムラインや、各機関のタイムラインの試行運用	F	令和 12 年度まで	市町
○流域タイムライン・各機関のタイムラインを踏まえた訓練や検証の実施	G	引き続き実施	市町、庄内川、県、気象台
○内水、支川氾濫による浸水や地下空間への浸水、台風以外の前線による豪雨や高潮、土砂災害等に複合的に発生する災害に対応したタイムラインへの改訂	H	引き続き実施	市町、庄内川、県、気象台
○多機関連携タイムラインの拡充		令和 12 年度まで	庄内川、気象台、県、市町

■大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実現するための取組 ○広域避難にかかる意思決定の方法、実施体制、広報体制の確立 ○広域避難先、広域避難手段の確保に向けた調整・支援 ○広域避難(自主的危機回避行動(自主避難))に関する地域住民の意識向上	I	引き続き実施	県 (市町)
		引き続き実施	県 (市町)
		引き続き実施	県、市町

② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動や応急復旧活動に関する取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■ 平常時からの自治体や消防団等関係者による重要水防箇所等の把握、水防訓練の実施 ○関係者等の理解・認識が高まる重要水防箇所の巡視の実施 ※より多くの地域住民や消防団が参加しやすい開催方法により実施 ※首長参加による巡視の実施 ○水防活動の知識習得と技術力向上のため、水防訓練の実施や水防専門家を講師とした講習会を実施 ○内水や支川氾濫による先行浸水も想定した、直轄区間における水防活動の検討	J	毎年実施	庄内川、対象市町、県、水防事務組合
	K	毎年実施	庄内川、対象市町、県
		引き続き実施	対象市町、水防事務組合 (庄内川、県)
■ 水防活動や応急復旧活動の実施体制等の整備 ○消防団(兼任水防団)の人員確保に向けた取組の推進 ○出水時に水防活動、河川巡視、応急復旧活動に支障が出るおそれのある堤防道路の通行規制の調整 ○重要水防箇所に対応する最寄りの水防倉庫や資材保管場所、想定必要量に対する過不足量、アクセス道路の関係者間での情報共有	L	引き続き実施	対象市町、水防事務組合
	M	令和12年度まで	庄内川、名古屋市
	N、O	引き続き実施	庄内川、対象市町、 (県、水防事務組合)

○市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	P	引き続き実施	県、対象市町(庄内川)
○市町村庁舎や災害拠点病院等防災拠点の機能確保のための対策の充実・強化(耐水化、非常用電源等の整備)		令和 12 年度まで	県、対象市町(庄内川)

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復、二次災害・複合災害の防止を可能とするための事前準備に関する取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■早期排水・二次災害防止・先発災害によるリスク把握・迅速かつ効率的な応急対策の実効性確保に関する取組 ○排水ポンプ車による滞留する氾濫流の排水計画の立案実効性の確保 ○被災箇所監視手法の確立と訓練による実効性の確保 ○先発の自然災害による被災エリア全体のリスクの把握、安全度評価手法と運用の確立 ○TEC-FORCE派遣時・災害復旧時を想定した、情報通信技術等の先端的な技術の活用演習の実施	Q	引き続き実施 令和8年度から 令和8年度から 令和8年度から	庄内川(市町) 庄内川(県、市町) 庄内川(市町) 庄内川
■多様な主体による被害軽減対策に関する取組 ○浸水被害軽減地区の指定に向けた検討 ○民間事業者、他機関/他部局等との連携強化 ○土地購入・開発時の水害リスクの情報提供	R	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	対象市町、(庄内川、県、水防事務組合) 庄内川、県、市町、水防事務組合、高速道路管理者、鉄道事業者 市町

※上表のうち、「大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実現するための取組」については、別途、東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会で検討される内容のうち、本協議会ならびに各構成機関において活用できる部分を適宜取り込んでいくものとする。

6. フォローアップ

5. に記述した取組については、毎年出水期の前に開催する協議会の中で、進捗状況を確認するとともに、各市町の検討会や勉強会等の中で新たに抽出された課題や取組についてはその際に追加を行うなど、継続的なフォローアップを行う。また、広域避難など複数市町での対応が必要な課題が出た場合及び流域全体に係る課題が出た場合については、協議会を活用して取組を検討・実施することとする。

本取組方針は、災害発生等今後の社会経済状況の変化や施策変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。